

消安委第20号
令和5年3月3日

文部科学大臣 殿

消費者安全調査委員会
委員長 中川 丈久
(公印省略)

消費者安全法第33条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、学校の施設又は設備による事故等に関する行った、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第3条第1項は、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、国の責務として、地方公共団体と相互に連携を図り、学校における安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする、と規定している。

また、同法に基づいて策定された第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月閣議決定）において、今後、学校の施設又は設備の安全点検に関する標準的な手法について検討が必要とされ、国は、学校向けの定期点検要領の作成について検討し、その普及を図ることが計画に盛り込まれた。

以上を踏まえ、調査委員会は、学校の施設又は設備による事故等の防止のために講すべき施策又は措置について、文部科学大臣に以下のとおり意見する。

1. 安全点検の改善

(1) 安全点検に関する手法の改善

学校における施設又は設備の安全点検の手法について、労働安全分野等におけるリスクアセスメント等の知見を参考とした改善を行うこと。

(2) 安全点検に関する担い手の支援

学校における施設又は設備の安全点検の担い手について、教職員が担うべき業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう支援すること。

2. 緊急的対策の実施

安全点検の改善に先立ち、教職員の負担に配慮しつつ、学校に対し、死亡事故の発生可能性のある箇所（転落の危険のある窓や固定されず積み重ねられたロッカー等）の点検を依頼し、その結果について把握、検証すること。

点検にあたって、外部人材の活用が可能な場合には、その活用を検討することも依頼すること。